

おうちのかたへ

保健だより

2023.5.23

都留市養護教員研究会 発行
出席停止様式変更のお知らせ



～新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止の様式が変わります～

新聞やニュースでもすでに報道されていますが、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されました。これにより、“学校保健安全法施行規則”に規定する「学校感染症」の分類も、第二種の感染症（インフルエンザと同じ感染症の分類）になりました。

そのため、発症した後の再登校の流れや出席停止期間が次のように変更になります。

新型コロナウイルス感染症の発症から再登校までの流れ

- ①新型コロナウイルス感染症様症状発症
- ②医療機関受診（コロナウイルス陽性の診断）
- ③学校へ電話で「受診結果・再登校予定日」等を報告
- ④「**新型コロナウイルスによる出席停止報告書**」（裏面の様式）

を学校（または、各校ホームページ）から受け取り、**保護者が記入し再登校時に**学校へ提出

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

◆**発症後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでは**、自宅安静となります。

◇発症日…新型コロナウイルス感染症の諸症状が出始めた日です。

◇発症後5日…発症日を0日として、そこから5日間経過するまでの日にち。

◇発症後5日を過ぎても症状がある場合は、その症状が軽快して 1 日（24 時間）を経過したら登校可能となります。

（軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。）

※登校可能になる日まで、**体温を測り「新型コロナウイルス感染症出席停止早見表」**

の健康観察の欄に、体温と症状の有無を記入してください。

※発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。